

令和2年第1回

農業委員会総会議事録

- ・ 開催日 令和2年1月31日
- ・ 会場 深谷公民館・生涯学習センター大会議室

深谷市農業委員会

深谷市農業委員会会議録

招集期日	令和2年1月31日	開会場所	深谷公民館・生涯学習センター大会議室		
開閉の日時	開 会	令和2年1月31日(木) 午後4時00分			
	閉 会	令和2年1月31日(木) 午後5時00分			
議長	会長 安藤 已喜夫				
委 員 出 席 状 況					
議席番号	氏 名	摘要	議席番号	氏 名	摘要
1	吉田 光雄	出	21	森谷 敬治	出
2	柴崎 安雄	出	22	茂木 忠男	出
3	飯野 健彦	出	23	瀬山 郁三	出
4	安藤 已喜夫	出	24	川田 敏光	出
5	竹内 章公	出	1	井田 貢	出
6	岡 潔	出	2	橋本 登	出
7	野邊 美佐子	出	3	大澤 敏道	出
8	久保 行弘	出	4	蛭川 登	欠
9	塚原 勝美	欠	5	柳 一男	欠
10	塚越 石夫	出	6	須藤 和彦	出
11	新井 眞一	出	7	橋本 繁穂	出
12	丸山 佐知子	出	8	澁澤 隆之	出
13	栗田 裕可	欠	9	塚原 昇	出
14	福島 明	出	10	秋山 務	出
15	木村 英昭	欠	11	尾熊 博章	出
16	森 秀樹	欠	12	根岸 邦治	欠
17	長谷川 美智子	出	13	飯野 篤己	出
18	設楽 弥栄子	出	14	大澤 慶三	出
19	持田 實	欠	15	石塚 保	欠
20	新井 美津子	出	16	柴崎 立志	出
説 明 者	事務局長	石川 博			
	事務局次長	大木 保			
	局長補佐兼農地係長	大浜 和雄			
	農地係主査	坂本 善雄			
	農地係主任	中島 寛			
	農地係主任	山口 圭一			
参 与	産業振興部 部長	飯野 勇人			
	<small>産業振興部部 次長兼商工振興課長</small>	佐藤 靖彦			
	農業振興課 課長	葦塚 洋明			
	農業振興課 農業用地係長	福地 孝明			
	農業振興課 主任	靱山 擁也			
	農業振興課 主事	稲葉 雅哉			

深谷市農業委員会総会日程

令和2年1月31日(金) 午後4時から
深谷公民館・生涯学習センター 大会議室(1階)

1. 開 会

2. 議長選出

3. 議事録署名委員の指名

4. 議 事

- 1) 報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 2) 報告第 2 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について
- 3) 報告第 3 号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 4) 報告第 4 号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 5) 報告第 5 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について
- 6) 議案第 1 号 農用地利用集積計画の決定について
- 7) 議案第 2 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 8) 議案第 3 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について
- 9) 議案第 4 号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について
- 10) 議案第 5 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
- 11) 議案第 6 号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について
- 12) 議案第 7 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

5. 閉 会

会 議 件 名		て ん 末	
議	開会	局 長	それでは、ただ今から、令和2年第1回深谷市農業委員会総会を開会いたします。
	欠席委員の報告	局 長	まずはじめに、本日の欠席委員の報告をいたします。 議席番号9番、議席番号13番、議席番号15番、議席番号16番、議席番号19番、以上5名の欠席でございます。 従いまして、委員24人中 19人の出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しておりますことを報告します。
	議長の選出	局 長	次に議長の選出を行います。 深谷市農業委員会総会会議規則第3条に会長が議長となる旨、規定されているため、安藤会長にお願いいたします。
	議事録署名人の署名	議 長	それでは、議長を務めさせていただきます。 まず、議事録署名委員の指名を行います。 議席番号17番、議席番号18番、以上2名を指名いたします。 よろしくお願いいたします。
進 行 状 況	報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」	議 長	それでは、議事を進めさせていただきます。 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」から、報告第5号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について」までを一括して議題とします。 事務局の報告を求めます。
	報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」	事務局	報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。 貸主、借主の合意に基づきまして、解約されたものでございます。 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、合計5件でございます。
	報告第2号 「農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について」	事務局	次に、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について」でございます。 本件は、相続に対する届出となります。深谷市農業委員会事務専決規程により専決処分したので、報告します。 報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について」は、合計8件でございます。 なお、あっせん希望につきましては、「無」となっております。
報告第3号 「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」	事務局	次に、報告第3号「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」でございます。 深谷市農業委員会事務専決規程により専決処分したので、ご報告します。 4条転用の届出につきましては、市街化区域内において、土地所有者本人が行う、土地の権利移転を伴わない転用でございます。 「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」は、1件 面積は309㎡でございます。	

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進	報告第4号 「農地法第5条第1項 第6号の規定による転用 届出に対する専決処分 について」	事務局	次に、報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による 転用届出に対する専決処分について」でございます。 深谷市農業委員会事務専決規程により専決処分したので、 ご報告します。 5条の転用届出につきましては、市街化区域内において、 農地の所有権移転や賃貸借等、権利の移転や設定を伴う 転用でございます。 「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する 専決処分について」は、合計12件、合計面積は5,866.33㎡ でございます。
	報告第5号 「引き続き農業経営を 行っている旨の証明書 の発行について」	事務局	次に、報告第5号「引き続き農業経営を行っている旨の 証明書の発行について」でございます。 深谷市農業委員会事務専決規程により専決処分したので、 ご報告します。 本件は、農地等についての贈与税または相続税の納税猶予の 特例の適用を継続して受けるため、証明書の発行をするもので、 3年ごととなっております。 「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について」 は、1件、面積は8,074㎡でございます。
		事務局 議長	報告第1号から報告第5号につきましては、以上でございます。 ありがとうございました。ただいま事務局より説明のありました 報告第1号から報告第5号につきましては、専決処分事項で ありますので、報告のみとさせていただきます。
行 状 況	議案第1号 「農用地利用集積計画の 決定について」	議長	次に、議案第1号「農用地利用集積計画の決定について」を 議題とします。事務局の説明を求めます。
		事務局	議案第1号「農用地利用集積計画の決定について」説明させて いただきます。 本議案は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、 別紙の農用地利用集積計画(案)について、計画の決定を求める ものでございます。
		事務局	本日の総会において計画が決定されますと、令和2年2月14日 に公告することにより、令和2年3月1日より利用権が設定される こととなります。 なお、整理番号25番から整理番号106番につきましては、 議案第6号「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」 にも関連する、農地中間管理事業に係るものでございます。 こちらにつきましては、事務手続きの関係から、設定開始日が、 令和2年3月31日となっております。
		事務局	【議案書を朗読し、利用集積計画概要表の内容を説明】 それでは、15ページの計画概要について説明いたします。 詳細につきましては、続く16ページから55ページにございます。 また、別添の議案資料の1ページに「借受人別内訳」がござい ますので、あわせてご参照ください。
	事務局	今回の計画におきましては、合計106件 333,789㎡、 借り手 延べ20名、貸し手 延べ106名、筆数 延べ239筆の 設定となっております。そのうち、農地中間管理事業に係る ものが、合計82件、180筆、249,808㎡。それ以外の通常 の案件が、合計24件、59筆、83,981㎡となっております。	

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況		事務局	農用地利用集積計画(案)の概要説明は以上でございます。ご審議をお願いします。
		議 長	ただ今、事務局より説明のありました、議案第1号「農用地利用集積計画の決定について」のうち、整理番号23番につきましては、議席番号4番、私に関する案件、整理番号48番につきましては、農地利用最適化推進委員13番に関する案件ですので、暫時退室をお願いします。
		議 長	なお、退席中の議事進行につきましては、会長職務代理であります、議席番号14番をお願いします。 (議席番号14番に議長交代) (議席番号4番、農地利用最適化推進委員13番の委員退室)
		議 長 (職務代理)	しばらくの間、議長を務めさせていただきます。皆様のご協力をお願いいたします。 それでは、整理番号23番、48番の件に関して審議いたします。この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長 (職務代理)	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本件は、決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
		議 長 (職務代理)	「異議なし」のため本件は原案どおり決定します。
		議 長 (職務代理)	議席番号4番、農地利用最適化推進委員13番の委員の入室をお願いします。 これにて、議長の職を解かせていただきます。 ご協力ありがとうございました。 (議席番号4番、農地利用最適化推進委員13番の委員入室) (議席番号4番に議長交代)
		議 長	再び、議長を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。 それでは、先ほど決しました以外の案件につきまして、一括審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本件は、決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
		議 長	「異議なし」のため本件は原案通り決定します。
議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請について」	議 長	次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。	

会 議 件 名		て ん 末
会 議 進 行 状 況	事務局	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明させていただきます。</p> <p>「農地法第3条の規定による許可申請について」は、本日の総会において承認いただきますと、本日付で許可となるものでございます。</p> <p>本議案につきましては、別添の議案資料がございますので、そちらについても2ページから、あわせてご覧ください。</p> <p>【議案第2号、整理番号1番から4番を議案書をもとに朗読】</p>
	事務局	<p>整理番号1番でございます。</p> <p>(議案書・順次、譲受人・譲渡人、土地の表示、契約内容の説明)</p> <p>譲り受けの理由は、申請地を取得し、露地野菜の生産向上を図るためとのことであり、取得後においては、キャベツの作付けを行うとのことでございます。</p> <p>整理番号2番でございます。</p> <p>(議案書・順次、譲受人・譲渡人、土地の表示、契約内容の説明)</p> <p>譲受人は、農作物の生産・販売を行っている法人でありまして、売上高の全てが農業関係であり、議決権も農業関係者が過半を占めるなど農地所有適格法人の要件を満たす法人でございます。</p> <p>譲り受けの理由は、経営規模を拡大し経営の安定化を図るために申請地を取得し、生産性の向上を図るとのことであり、取得後においては、ベビーリーフの作付けを行うとのことでございます。</p>
	事務局	<p>整理番号3番でございます。</p> <p>(議案書・順次、譲受人・譲渡人、土地の表示、契約内容の説明)</p> <p>譲り受けの理由は、申請地を取得し、果樹の生産を行うためとのことであり、取得後においては、梅及び栗の作付けを行うとのことでございます。</p>
	事務局	<p>整理番号4番でございます。</p> <p>(議案書・順次、譲受人・譲渡人、土地の表示、契約内容の説明)</p> <p>譲り受けの理由は、申請地を取得し、経営拡大を図るためとのことであり、取得後においては、ブロッコリーの作付けを行うとのことでございます。</p>
	事務局	<p>3条許可申請につきましては、以上4件、畑 10筆 9,867㎡、となっております。</p> <p>なお、3条申請につきましては、耕作すべき農地が効率的に利用されること、及び、周辺の農地の利用に支障がないことの確認として、申請に関係する農地につきましては、令和2年1月15日に、農地利用最適化推進委員8番、9番、10番、11番と事務局職員で現地確認を行いましたことを、あわせてご報告いたします。</p>
	事務局	<p>「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明は、以上でございます。ご審議をお願いします。</p>
	議長	<p>ただいま、事務局より説明のありましたとおり、現地調査に同行していただきました委員の代表として、農地利用最適化推進委員10番及び農地利用最適化推進委員9番に意見ををお願いします。</p>
	議長	<p>はじめに、農地利用最適化推進委員10番、お願いします。</p>
	最適化 推進委員 10番	<p>3条、現地確認報告をいたします。</p> <p>令和2年1月15日に、私と農地利用最適化推進委員11番と事務局職員で3条申請に関係する農地の現地確認を行いました。</p> <p>整理番号1番、3番、4番の譲受人の経営地につきましては、</p>

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況		<p>耕作が行われておりました。 また、申請地につきまして、整理番号1番、4番は、特に問題ありません。 整理番号3番は、一部樹木があり抜根等が必要となりますが、申請者より整地できる旨が確認できており、今後の耕作に支障はないと考えます。 現地確認の結果、以上3件につきましては、農地の効率的な利用が図られるものと判断し、委員の意見といたします。</p>	
	議 長	<p>農地利用最適化推進委員10番ありがとうございました。 続きまして、農地利用最適化推進委員9番お願いします。</p>	
	最適化 推進委員 9番	<p>3条、現地確認報告をいたします。 令和2年1月15日に、私と農地利用最適化推進委員8番と事務局職員で、3条申請に係る農地の現地確認を行いました。 整理番号2番の譲受人の経営地につきましては、耕作が行われておりました。 また、申請地につきましても、特に問題ありません。 現地確認の結果、以上1件につきましては、農地の効率的な利用が図られるものと判断し、委員の意見といたします。</p>	
	議 長	<p>農地利用最適化推進委員9番ありがとうございました。 続きまして、整理番号3番につきましては、新規就農に関する案件ですので、地元委員の意見を求めます。 農地利用最適化推進委員14番、お願いします。</p>	
	最適化 推進委員 14番	<p>整理番号3番の譲受人の新規就農について、報告いたします。 令和元年11月27日に、私と議席番号23番、議席番号22番、及び事務局職員でヒアリングを行いました。 借受人は滑川町において、玉ねぎ・椎茸・山芋などの露地野菜を栽培しており、市場や地元直売所などへ出荷しております。 平地でまとまった農地を取得し、新たな作物として、梅や栗の生産に取り組みたいとのことであり、 現在、農作業は1人でおこなっておりますが、滑川町の仲間や親族の助けが得られるとのことであり、営農に対して意欲的であることから、継続的な農業経営が見込めるものと考えます。 以上のことから、今回の新規就農については、問題ないと判断して、委員の意見といたします。</p>	
	議 長	<p>農地利用最適化推進委員14番ありがとうございました。 それでは、本件について一括審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。 (議席番号23番 挙手)</p>	
	議 長	<p>議席番号23番 お願いします。</p>	
	23番	<p>議案第2号の全体に係る質問ですが、この後の議案第7号にて、個人情報保護の案件がありますが、この案件に係ることはないかと思いますが、私としては、それでも質問したい内容になりますので、質問させていただきます。 議案第2号の4件とも所有権移転で、要するに売買でお金が動くわけですね。それと、名義が変わるわけですね。そのような内容は、当然個人情報保護の規定からすると、それに抵触するものと思うのですが、それならば、個人の名前、住所、そして経営内容まで、これも個人情報のひとつだと思います。 というのもですね、私は、先ほど農地利用最適化推進委員14番が報告しました整理番号3番のヒアリングに出席しておりました。</p>	

	会 議 件 名	て ん 末	
議 進 行 状 況			<p>そのときの資料の中には、売買の金額が載っていました。前から、不思議に思っていたのですが、総会の議案書には、売買金額が記載されていないのですね。その辺りのことが釈然としないのと、私は金額が知りたいと思うのですね。私ならず、委員の皆さんそのように思っていると思うのですが。</p> <p>そして、農地の値段が一般的なことになりますが、段々と下がってきています。以前、私は農業委員会の職員から農地の売買を依頼されました。そのときに、売買価格について質問をしましたが、売買価格については、相対で決めてもらいたいと話があり、結果的に相対で決まりました。それからまだ何年も経っていないのですが、今回の整理番号3番の案件が、その時の売買価格から3分の1ぐらいになっています。このようなことを、農業委員が知っていて、私はこれが個人情報保護に抵触するのであれば、やむを得ないのですが、農業委員会の議決案件ではありませんが、売買価格を明らかにできないかと考えます。売買価格を公表できない理由が、正に個人情報に関する案件でしたら、仕方ありませんが、その辺りの確たる答弁を、お願いします。</p>
	議 長	事務局をお願いします。	
	事務局	<p>はい。議席番号23番の質問に対してご回答いたします。</p> <p>まず、個々の案件につきましては、個人情報になります。</p> <p>農地法第3条の許可申請の売買価格につきましては、申請書への記載は求めています。こちらは法定記載ではありません。</p> <p>そして、農地法第3条の許可の要件には、売買価格に言及しているものではなく、当然、売買価格によって、許可、不許可を行うものではありません。そのため、議案書及び別添資料においても記載は行っていないこととなります。</p> <p>名前と住所においては申請書の法定記載となっております。</p> <p>売買価格に関しましては、譲渡人及び譲受人の双方の協議の上で決めていただくというような状況にあります。</p> <p>また、農業委員会事務局としましては、売買価格の相談があった場合においては、固定資産税の評価額を参考にさせていただきようお話をさせていただきます。参考までに個々の申請ではなく相対的な本年度の平成31年4月から令和元年12月までの平均売買価格につきましては、この間の申請合計66筆の内、田の申請が15筆、10aあたり平均498,000円、畑の申請が51筆、10aあたり平均525,000円という価格になっております。あくまでも、参考価格ということで、よろしく願いいたします。</p>	
	議 長	議席番号23番、いかがでしょうか。	
	23番	はい、わかりました。ありがとうございました。	
	議 長	<p>補足になりますが、私が東京都にいたころには、田畑における売買価格等についての調査というのがありまして、地域によってだいぶ格差がありました。</p> <p>農業委員会は、あっせんはしますが、売買価格については、仲人役として中には入らず、双方で決めていただくこと。お世話はしますが、手は出さないということが大事になりますので、お願いします。</p>	
	局 長	はい。ひとつお願いがあります。	
	議 長	局長をお願いします。	
	局 長	<p>個人情報保護の関係で、ひとつお願いしたいと思います。</p> <p>農業委員会の総会は公開ですので、皆さんにお配りしている議案書は総会が終わりますと、市内の各農協や市役所の関係</p>	

会 議 件 名		て ん 末	
議 進 行 状 況			<p>部署などに、このままお配りしていますので、この議案書に記載されている内容については口外しても皆さんの守秘義務に違反することはないので大丈夫なのですが、申請書に記載の内容、一反あたりいくらで売買しているかということについては、議案に載っていないことですので、農業委員の方でしたら、申請書を見せてほしいと言われましたら、私共はお見せ出来ます。</p> <p>ただそれは、口外すると農業委員会に関する法律の守秘義務に違反しますので、見ることはできるけれども、外に漏らすことはできないので、たとえばこの場で、申請書を見て売買価格を知っていたとしても、口外すると違反になります。</p> <p>知ることはできますが、口外することはできない。ということで、ご理解いただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。</p>
		議 長	<p>この件に関し、他に質疑はございますか。</p> <p>(議席番号1番 挙手)</p>
		議 長	<p>議席番号1番 お願いします。</p>
		1番	<p>はい。私は現在、農業センサスの調査員をやっております。農家さんを一軒一軒回っているときに、農地の価格問題は真っ先に、話題になります。その中で、私は込み入った話はしないのですが、農家さんから、今は登記料を支払うともらえるという話があるのですが本当ですか。と聞かれることがあります。田んぼの場合ですね。</p> <p>用水費と固定資産税を支払ったら、後を継ぐ人が誰もいないので、負の遺産を残すだけだ。という話が、今、話題になっています。以上です。</p>
		議 長	<p>議席番号1番、貴重なご意見をありがとうございました。</p> <p>他にこの件に関し、質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p>
		議 長	<p>「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。</p> <p>お諮りいたします。本件は、決することよろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p>
		議 長	<p>「異議なし」のため本件は原案どおり決定します。</p>
	<p>議案第3号 「農地法第4条第1項の 規定による許可申請承認 について」</p>	<p>議 長</p> <p>次に、議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>	<p>事務局</p> <p>議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」でございます。</p> <p>こちらにつきましては、本日の総会で承認いただきますと、深谷市へ意見書の進達を行い、市で審査及び処理をした後、2月中旬頃を目途に市長名で許可となる予定でございます。</p> <p>また、別添の総会資料の4ページを、あわせてご確認ください。</p>
		<p>事務局</p> <p>それでは、整理番号1番です。</p> <p>(議案書・順次、申請者、土地の表示の説明)</p> <p>申請理由についてですが、平成元年頃から農家住宅敷地の一部として利用してきましたが、手続き未了であったため、改めて申請を行うものであります。</p>	

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進		事務局	<p>整理番号2番でございます。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 申請理由についてですが、農業経営の安定化を図り、営農型太陽光発電施設を設置するため、申請地に支柱の設置を行いたいという申請でございます。 利用期間は、許可日から3年間となります。 なお、申請人は、平成31年3月6日付けで営農型太陽光発電施設の許可を受けております。</p> <p>「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」は、以上2件でございます。ご審議をお願いします。</p>
		議 長	ただいま事務局より説明がありました、議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」、審議いたします。
		議 長	この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本件は、決することによろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
		議 長	「異議なし」のため本件は原案どおり決定します。
	行 状 況	議案第4号 「農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について」	議 長
		事務局	議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について」でございます。 こちらにつきましては、本日の総会で承認いただきますと、深谷市へ意見書の進達した後、2月中旬頃に処理がなされる予定でございます。 整理番号1番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) こちらにつきましては、昭和60年の11月総会にて審議した案件でございます。分家住宅敷地として許可を受けましたが、譲受人の都合により計画を中止したため、申請を取り下げたいとの申し出がなされたものであります。
		事務局	「農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について」は、以上1件でございます。ご審議をお願いします。
		議 長	ただいま事務局より説明がありました、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について」、審議いたします。
		議 長	この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況		議 長	採決いたします。 お諮りいたします。本件は、決することによろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声) 「異議なし」のため本件は原案どおり決定します。
	議案第5号 「農地法第5条第1項の 規定による許可申請承認 について」	議 長	次に、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。事務局の説明を求めます。 なお、整理番号14番及び整理番号15番につきましては、農地改良の案件となりますので、指導委員の推薦をあわせてお願いします。
		事務局	はい。それでは、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」ご説明させていただきます。
		事務局	こちらにつきましては、本日の総会で承認をいただきますと、意見書を深谷市へ進達し、その後、深谷市で審査し2月中旬頃を目途に市長名で許可となる予定でございます。 農地法5条の申請につきましては、合計15件となっております。別添の総会議案資料5ページを合わせてご確認ください。 それでは、整理番号1番よりご説明いたします。 【議案第5号、整理番号1番から15番を議案書をもとに朗読】
		事務局	整理番号1番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、住宅敷地が手狭なため、申請地を譲り受けて敷地の拡張を行いたいという申請でございます。 整理番号2番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は現在、借家住まいで手狭なため、申請地を譲り受けて住宅の建築を行いたいという申請でございます。 整理番号3番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、親と同居しているが、独立するため申請地を借り受けて住宅の建築を行いたいという申請でございます。 整理番号4番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、深谷市が施工する道路改良工事に伴い、支障となる墓地を移転するため申請地を譲り受けたいという申請でございます。 整理番号5番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) こちらは整理番号4番地と同じく、深谷市が施工する道路改良工事に伴う墓地の移転申請となります。 整理番号6番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、寺院を営んでおり、不足する駐車場を確保するため、申請地を譲り受け、駐車場を整備したいという申請でございます。 整理番号7番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) こちらは整理番号6番地と同じく、不足する寺院の駐車場を整備

会 議 件 名		て ん 末
会		したいという申請でございます。
議		<p>整理番号8番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) こちらにつきましては、先ほどの議案第4号で「農地法第5条第1項の取消願」をした案件でございます。 譲受人は現在、借家住まいで手狭なため、申請地を借り受けて住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号9番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は現在、借家住まいで手狭なため、申請地を譲り受けて住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号10番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は現在、借家住まいで手狭なため、申請地を譲り受けて住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号11番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、土木建築資材リース業を営んでおりますが、経営規模拡大に伴い、営業所の移転を行うため、申請地を譲り受け、事務所及び資材置場の整備を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号12番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、親と同居しているが独立するため申請地を借り受けて住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号13番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) こちらにつきましては、先ほどの議案第3号の4条転用とあわせて、農業経営の安定化を図り、営農型太陽光発電施設を設置するため、申請地に支柱の設置を行いたいという申請でございます。 なお、利用期間は、許可日から3年間となります。</p> <p>整理番号14番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) こちらにつきましては、露地野菜の生産性向上を図るため、客土により農地の嵩上げを行いたいという申請でございます。 工事期間につきましては、許可日から4か月間を計画しており、搬入土につきましては、榎合地内のストック残土を搬入するものであり、改良後はネギを作付ける予定となっております。 なお、農地改良指導委員につきましては、議席番号24番、農地利用最適化推進委員8番を推薦させていただきます。</p> <p>整理番号15番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) こちらにつきましては、施設野菜の生産性向上を図るため、客土により農地の嵩上げを行いたいという申請でございます。 工事期間につきましては、許可日から3か月間を計画しており、搬入土につきましては、東京都渋谷区内の工事残土を搬入するものであり、改良後はブロッコリーを作付ける予定となっております。 なお、農地改良指導委員につきましては、議席番号22番、農地利用最適化推進委員15番を推薦させていただきます。</p>
進		
行		
状		
況	事務局	「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、以上15件となります。 ご審議をお願いします。

会 議 件 名		て ん 末	
会 議		議 長	ただいま事務局より説明のありました、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」、一括審議いたします。
		議 長	この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
		議 長	「異議なし」のため本件は原案どおり決定します。
		議 長	次に、農地改良指導委員を指名いたします。 整理番号14番につきましては、議席番号24番及び農地利用最適化推進委員8番を、整理番号15番につきましては、議席番号22番及び農地利用最適化推進委員15番を指名いたします。 指名しました委員におかれましては、指導をよろしく願います。
進 行 状 況	議案第6号 「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」	議 長	次に、議案第6号「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題とします。 担当課の説明を求めます。 農業振興課願います。
	農業 振興課		はい。農業振興課より、議案第6号「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」ご説明させていただきます。 まず、はじめにお配りした議案書に訂正がございます。 議案書65ページをお開きください。番号13番の矢島141番1と番号14番の矢島143番1の2筆につきまして、誤りであるため、議案書から削除をお願いいたします。 それでは、議案の説明をさせていただきます。 本議案は、農地中間管理事業における農地貸借に関するものでございます。 農地中間管理事業における農地貸借につきましては、まず、地権者と農地中間管理機構である埼玉県農林公社が、利用権設定にて農地貸借を行います。この機構が借受ける際の利用権設定につきましては、先ほど議案第1号でご審議いただいた、「農用地利用集積計画の決定について」の整理番号25番から106番が、それに該当いたします。 農地中間管理機構が農地を借受けた後、借受けた農地を、借受け希望の農業者へ配分いたします。 その配分を定めたものが本議案の農用地利用配分計画(案)でございます。 今回、付議させていただきました議案については、東方地区、矢島地区、豊里地区、畠山地区、本田地区にて実施した農地中間管理事業に基づくものとなっております。 本議案の農地中間管理事業で配分する農地につきましては、東方地区が、議案書64ページの1番から5番の、5筆 4, 121㎡を借受人1名の方に。 矢島地区が、議案書64ページの6番から65ページの18番までの、11筆 10, 298㎡を借受人1名の方に。 豊里地区が、議案書65ページの19番から67ページの38番までの、20筆 23, 344㎡を借受人6名の方に。 畠山地区が、議案書67ページの39番から82ページの181番までの、143筆 210, 873㎡を借受人4名の方に。 本田地区が、議案書82ページの182番と183番の、2筆 2, 777㎡を借受人1名の方に配分する計画でございます。

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況			<p>合計としましては、181筆251,413㎡、借受人13名の方に配分する計画でございます。</p> <p>なお、議案書82ページの182番、本田地区の農地につきましては、議案書1ページの報告第1号の2番で解約された農地であり、新たな借受者に貸し替えを行うものでございます。</p> <p>以上で、議案第6号「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」の説明とさせていただきます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いたします。</p>
		議 長	<p>ただいま、農業振興課より説明のありました、議案第6号「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」のうち、整理番号164番から181番につきましては、農地利用最適化推進委員13番に関する案件ですので、暫時退席をお願いします。</p> <p>(農地利用最適化推進委員13番の委員退室)</p>
		議 長	<p>それでは、整理番号164番から181番の案件につきまして、審議いたします。</p> <p>この件に関し、質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p>
		議 長	<p>「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。</p> <p>お諮りいたします。本件は、「意見なし」として決することによってよろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「意見なし」との声)</p>
		議 長	<p>意見がございませんので、本件は「意見なし」として決します。</p> <p>農地利用最適化推進委員13番の入室をお願いします。</p> <p>(農地利用最適化推進委員13番の委員入室)</p>
		議 長	<p>それでは、先ほど決しました以外の案件につきまして、一括審議いたします。</p> <p>この件に関し、質疑はございますか。</p> <p>(議席番号1番 挙手)</p>
		議 長	<p>議席番号1番 お願いします。</p>
		1番	<p>はい。整理番号6番から18番の矢島地区についてですが、借賃と10aあたりが、0円になっていますが、用水費は支払うという話になっているようなのですが、用水費は賃料に入らないということでしょうか。</p>
		議 長	<p>農業振興課、お願いします。</p>
		農業 振興課	<p>はい。議席番号1番に対する回答になりますが、矢島地区での中間管理の関係ですが、配分計画では賃料は、10アールあたり0円になっております。矢島地区の水利費用は耕作者負担というかたちになっております。ただし、水利費と賃料は別になってきますので、地元水利組合の方は、耕作者の方に水利費を請求するということになります。水利費の負担区分については、中間管理の中で、どちらが負担するということは明記されていますが、配分計画では賃料と水利費は別になってきますので、記載の方法としましては、借賃0円という記載になっております。</p>
	議 長	<p>議席番号1番、いかがでしょうか。</p>	

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況		1番	はい。説明の内容で賃料が0円になっていると、賃料0円がまかり通ってしまうので、どうにかならないでしょうか。次に進むときに中間管理機構の方も困るのではないのでしょうか。賃料と水利費が別々では困ると思いますが、いかがでしょうか。
		農業 振興課	はい。矢島地区につきましては、地元が水利組合になります。備前渠用水路土地改良区の賦課ではなくて、矢島水利組合がごさいます。水利組合の方は、法律の問題で水利費の口座引き落としができないらしいのですね。そのため、水利組合と調整をした結果、耕作者に一括で請求させていただいた方が水利組合としては回収がし易いということで、このようなかたちをとらせていただいております。場合によっては、水利費相当分を賃料として計上して、地主さんに水利費を含んだ賃料をお支払いし、地主さんが水利組合なり土地改良区の方に一括して改良区の負担金をお支払いするという方法は取れないことはないのですが、その場合、矢島水利組合のお話では、遠方に住んでいる方ですと、水利費を振り込んでもらったり、わざわざお盆の時期に集落センターに来ていただいて、直接納付を今は行っているという状況のため、遠方の方からも、水利費を回収するためにはこの方法、賃料0円で契約をして、耕作者が一括して水利費を納めていただく方が組合としては助かるというお話があったため、今回のような契約をさせていただいております。ですので、議席番号1番のおっしゃるとおり、水利費相当分を賃料として、地主さんに一括してお支払いし、地主さんが土地改良区なりの負担金をお支払いする方法も出来るとは思いますが、矢島地区については、地域の特殊な事情があるということで今回のようなかたちで進めさせていただいております。以上になります。
		議 長	議席番号1番、いかがでしょうか。
		1番	事情は、よくわかりました。わかりましたが、これから大寄地区も中間管理機構が入るとすると、水利組合の事情はともかく、きちっと明記した方が、やり易いのではないかと思いますので、よろしくをお願いします。
		議 長	議席番号1番ありがとうございました。意見として受け賜わるということで、よろしいでしょうか。
		1番	はい。
		議 長	一番良いのは、やり易く、遠方の方も上手くすり合わせができることだと思います。よろしくをお願いします。 他にこの件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本件は、「意見なし」として決することよろしいでしょうか。 (委員より「意見なし」との声)
		議 長	意見がございませんので、本件は「意見なし」として決します。
		議案第7号 「農業委員会の法令 遵守の申し合わせ決議 (案)について」	議 長
	事務局	議案第7号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について」ご説明させていただきます。	

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況			<p>こちらにつきましては、令和元年11月28日に開催されました全国農業委員会会長代表者集会において決議された「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」に基づき、深谷市農業委員会としましても、綱紀保持を再認識するべく決議させていただくものでございます。 それでは、決議文を朗読させていただきます。</p> <p>【以下、決議文朗読】</p> <p>農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議 私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。 特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。 私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。</p> <p>記 1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。 2、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底すること。 令和2年1月31日 深谷市農業委員会</p> <p>【決議文の朗読ここまで】</p>
		事務局	<p>議案第7号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について」は、以上でございます。 ご審議をお願いします。</p>
		議長	<p>ただいま、事務局より説明のありました、議案第7号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について」を審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p> <p>議長 「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。採決の前に、本議案は法令遵守ということでありますので、協を締めていただき任務の遂行をお願いします。 それでは、お諮りいたします。本件は、決することよろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p> <p>議長 「異議なし」のため、本件は原案通り決定します。</p>
		議長	<p>以上を持ちまして、本委員会に上程されました報告事案及び議案に関する審議はすべて終了いたしました。 これにて、議長の職を解かせていただきます。 ご協力ありがとうございました。</p>
	閉会	局長	<p>以上で、令和2年第1回定例総会を閉会いたします。</p>